

## 茨城町ラムサール条約登録湿地涸沼に関する条例（案）

### （目的）

第1条 この条例は、ラムサール条約登録湿地涸沼の環境の保全・再生，ワイズユース，交流・学習等に関して，必要な事項を定めることにより，その涸沼の優れた環境，存在する動植物，食文化等を将来の世代へ確実に引き継ぐことを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

- （1） ラムサール条約 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約をいう。
- （2） 涸沼 ラムサール条約に登録された涸沼のうち，茨城町（以下「町」という。）の区域内に存するものをいう。
- （3） ワイズユース 賢明な利用及び活用をいう。
- （4） 町民等 町民，事業者及び町内への来訪者をいう。

### （基本理念）

第3条 涸沼は，過去から引き継がれた貴重な財産であるとともに，町民等の憩いの場であり，環境の保全・再生及びワイズユースを行いながら，交流・学習の場を設け，その価値と魅力を理解し，将来の世代に良好な状態で引き継いでいくものとする。

### （町の役割）

第4条 町は，前条に規定する施策を実施するに当たっては，必要な体制整備，予算措置等を講ずるように努めるものとする。

### （町民等の役割）

第5条 町民等は，涸沼の環境を率先して保全・再生するとともに，ワイズユースを心掛け，交流・学習を行い，その価値と魅力を理解するように努めるものとする。

### （国，県及びその他関係機関との連携）

第6条 町は，涸沼の環境の保全・再生，ワイズユース，交流・学習等に関し，国，県及びその他関係機関と連携を図るものとする。

### （委任）

第7条 この条例に定めるもののほか，必要な事項は，別に定める。

## 附 則

この条例は，公布の日から施行する。